



長崎県公報

目 次

◎ 告 示	所管課(室)名
・長崎県知事管理漁獲可能量	漁業振興課
・長崎県資源管理方針の変更	〃
・漁業災害補償法に基づく特定第2号漁業者の共済契約の締結の申込みについての同意成立	水産経営課
・令和3年度定期種畜検査の結果	畜産課
・令和3年度第1回地方臨時種畜検査の結果	〃
・道路の区域変更(3件)	道路維持課
・道路の供用開始(3件)	〃
◎ 公 告	
・契約者等	農産園芸課
・県営換地計画変更の決定	農村整備課
・土地改良区の定款変更の認可(2件)	〃
・土地改良区の役員の就退任	〃
・測量の実施	建設企画課
・落札者等	教育環境整備課
◎ 人事委員会規則	
○職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則	人事委員会事務局
○職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	〃
○会計年度任用職員の任用、勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	〃

告 示

長崎県告示第830号

漁業法(昭和24年法律第267号)第16条第1項の規定に基づき、長崎県においてまあじ、まいわし対馬暖流系群及びさんまに関する令和4管理年度の知事管理漁獲可能量を次のように定めたので、同条第4項の規定に基づき公表する。

令和3年12月28日

長崎県知事 中村 法道

- 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量に関する事項
令和4年1月1日から12月31日の都道府県別漁獲可能量は以下のとおりである。
【まあじ】 20,200トン
【まいわし対馬暖流系群】 現行水準
【さんま】 現行水準
- 都道府県別漁獲可能量について、知事管理区分に配分する知事管理漁獲可能量に関する事項
令和4年1月1日から12月31日の知事管理漁獲可能量は以下のとおりとする。

【まあじ】

長崎県まあじ中型まき網漁業 18,100トン
 長崎県まあじその他漁業 現行水準

【まいわし対馬暖流系群】

長崎県まいわし漁業 現行水準

【さんま】

長崎県さんま漁業 現行水準

長崎県告示第831号

漁業法（昭和24年法律第267号）第14条第9項の規定により、長崎県資源管理方針（令和2年長崎県告示第754号）の一部を次のとおり変更し、令和4年1月1日から適用する。なお、同条第10項において準用する同条第6項の規定により公表する。

令和3年12月28日

長崎県知事 中村 法道

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>第1～第8 略 (別紙1-1)</p> <p>第1 略</p> <p>第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等</p> <p>1 長崎県くろまぐろ(小型魚)定置漁業</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 漁獲量の管理の手法等 当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。</p> <p>① 略</p> <p>② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで <u>(ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなったと認めるときは、この限りではない。)</u> 陸揚げした日から3日以内 <u>(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項に規定する行政機関の休日(以下この別紙において「行政機関の休日」という。)は算入しない。)</u></p> <p>2 長崎県くろまぐろ(小型魚)漁船漁業</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 漁獲量の管理の手法等 当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。</p> <p>① 略</p> <p>② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで <u>(ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなったと認めるときは、この限りではない。)</u> 陸揚げした日から3日以内 <u>(行政機関の休日は算入しない。)</u></p> <p>第3及び第4 略 (別紙1-2)</p>	<p>第1～第8 略 (別紙1-1)</p> <p>第1 略</p> <p>第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等</p> <p>1 長崎県くろまぐろ(小型魚)定置漁業</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 漁獲量の管理の手法等 当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。</p> <p>① 略</p> <p>② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで</p> <p>陸揚げした日から3日以内 <u>(ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなったと認めるときは、この限りではない。)</u></p> <p>2 長崎県くろまぐろ(小型魚)漁船漁業</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 漁獲量の管理の手法等 当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。</p> <p>① 略</p> <p>② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで</p> <p>陸揚げした日から3日以内 <u>(ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなったと認めるときは、この限りではない。)</u></p> <p>第3及び第4 略 (別紙1-2)</p>

第1 略

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 長崎県くろまぐろ（大型魚）定置漁業

(1) 略

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。

① 略

② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなったと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下この別紙において「行政機関の休日」という。）は算入しない。）

2 長崎県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業

(1) 略

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。

① 略

② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなったと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日は算入しない。）

第3及び第4 略

（別紙1-3）

第1 略

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 長崎県まあじ中型まき網漁業

(1) 略

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。

① 略

② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなったと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日は算入しない。）

第1 略

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 長崎県くろまぐろ（大型魚）定置漁業

(1) 略

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。

① 略

② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から3日以内（ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなったと認めるときは、この限りではない。）

2 長崎県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業

(1) 略

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。

① 略

② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から3日以内（ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなったと認めるときは、この限りではない。）

第3及び第4 略

（別紙1-3）

第1 略

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 長崎県まあじ中型まき網漁業

(1) 略

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。

① 略

② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から3日以内（ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなったと認めるときは、この限りではない。）

2 略
 第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準
 1 漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本県に配分された漁獲可能量を平成29年(2017年)から令和元年(2019年)までの漁獲実績に応じてそれぞれの知事管理区分に按分する。
 2 農林水産大臣により、法第15条第1項に定める都道府県別漁獲可能量が変更された場合には、県は留保枠を設定できるものとする。また、長崎県まあじ中型まき網漁業の知事管理漁獲可能量(以下この別紙において「当該数量」という。)は、当該都道府県別漁獲可能量から留保枠を除いた数量に、0.895を乗じて得た数量(100トン未満の端数は切り上げる。)とし、県は知事管理漁獲可能量の変更について公表するものとする。当該公表がなされた場合は、上記に掲げる数量は公表された数量とし、その旨を海区漁業調整委員会へ報告するものとする。
 3 当該数量の消化率が9割に達し、又は超えるおそれが大きいと認められる場合には、当該数量に留保枠を加え、県がその内容を公表するものとする。当該公表がなされた場合は、上記に掲げる数量は公表された数量とし、その旨を海区漁業調整委員会へ報告するものとする。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
 まあじその他漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、漁船数20,000隻とする。

漁業の種類	漁獲努力量
まあじその他漁業	20,000隻

第5 略
 (別紙1-4)
 第1~第3 略
 第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
 まいわし漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、漁船数20,000隻とする。

漁業の種類	漁獲努力量
まいわし漁業	20,000隻

第5 略
 (別紙1-5)
 第1~第3 略
 第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
 さんま漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、漁船数20,000隻とする。

漁業の種類	漁獲努力量
さんま漁業	20,000隻

2 略
 第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準
 1 漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本県に配分された漁獲可能量を平成28年(2016年)から平成30年(2018年)までの漁獲実績に応じてそれぞれの知事管理区分に按分する。
 2 農林水産大臣により、法第15条第1項に定める都道府県別漁獲可能量が変更された場合には、県は留保枠を設定できるものとする。また、長崎県まあじ中型まき網漁業の知事管理漁獲可能量は、当該都道府県別漁獲可能量から留保枠を除いた数量に、0.901を乗じて得た数量(100トン未満の端数は切り上げる。)とし、県は知事管理漁獲可能量の変更について公表するものとする。当該公表がなされた場合は、上記に掲げる数量は公表された数量とし、その旨を海区漁業調整委員会へ報告するものとする。
 3 長崎県まあじ中型まき網漁業の知事管理漁獲可能量(以下、「当該数量」という。)の消化率が9割に達し、又は超えるおそれが大きいと認められる場合には、当該数量に留保枠を加え、県がその内容を公表するものとする。当該公表がなされた場合は、上記に掲げる数量は公表された数量とし、その旨を海区漁業調整委員会へ報告するものとする。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
 まあじその他漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、21,000隻とする。

漁業の種類	漁獲努力量
まあじその他漁業	21,000隻

第5 略
 (別紙1-4)
 第1~第3 略
 第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
 まいわし漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、21,000隻とする。

漁業の種類	漁獲努力量
まいわし漁業	21,000隻

第5 略
 (別紙1-5)
 第1~第3 略
 第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
 さんま漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、21,000隻とする。

漁業の種類	漁獲努力量
さんま漁業	21,000隻

第5 略

(別紙1-6)

第1~第3 略

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

するめいか漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、漁船数19,000隻とする。

略

第5 略

(別紙1-7)

第1 略

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 長崎県まさば及びごまさば中型まき網漁業

(1) 略

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。

① 略

② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで (ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなったと認めるときは、この限りではない。)

陸揚げした日から3日以内 (行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項に規定する行政機関の休日は算入しない。)

2 略

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

1 略

2 農林水産大臣により、法第15条第1項に定める都道府県別漁獲可能量が変更された場合には、県は留保枠を設定できるものとする。また、長崎県まさば及びごまさば中型まき網漁業の知事管理漁獲可能量 (以下この別紙において「当該数量」という。) は、当該都道府県別漁獲可能量から留保枠を除いた数量に、0.969を乗じて得た数量(100トン未満の端数は切り上げる。)とし、県は知事管理漁獲可能量の変更について公表するものとする。当該公表がなされた場合は、上記に掲げる数量は公表された数量とし、その旨を海区漁業調整委員会へ報告するものとする。

3 当該数量の消化率が9割に達し、又は超えるおそれ大きいと認められる場合には、当該数量に留保枠を加え、県がその内容を公表するものとする。当該公表がなされた場合は、上記に掲げる数量は公表された数量とし、その旨を海区漁業調整委員会へ報告するものとする。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

まさば及びごまさばその他漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理

第5 略

(別紙1-6)

第1~第3 略

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

するめいか漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、19,000隻とする。

略

第5 略

(別紙1-7)

第1 略

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 長崎県まさば及びごまさば中型まき網漁業

(1) 略

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。

① 略

② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から3日以内 (ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなったと認めるときは、この限りではない。)

2 略

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

1 略

2 農林水産大臣により、法第15条第1項に定める都道府県別漁獲可能量が変更された場合には、県は留保枠を設定できるものとする。また、長崎県まさば及びごまさば中型まき網漁業の知事管理漁獲可能量は、当該都道府県別漁獲可能量から留保枠を除いた数量に、0.969を乗じて得た数量(100トン未満の端数は切り上げる。)とし、県は知事管理漁獲可能量の変更について公表するものとする。当該公表がなされた場合は、上記に掲げる数量は公表された数量とし、その旨を海区漁業調整委員会へ報告するものとする。

3 長崎県まさば及びごまさば中型まき網漁業の知事管理漁獲可能量 (以下、「当該数量」という。) の消化率が9割に達し、又は超えるおそれ大きいと認められる場合には、当該数量に留保枠を加え、県がその内容を公表するものとする。当該公表がなされた場合は、上記に掲げる数量は公表された数量とし、その旨を海区漁業調整委員会へ報告するものとする。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

まさば及びごまさばその他漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理

を行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、漁船数20,000隻とする。

漁業の種類	漁獲努力量
まさば及びごまさばその他漁業	20,000隻

第5 略

(別紙2-1)～(別紙2-3) 略

を行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、21,000隻とする。

漁業の種類	漁獲努力量
まさば及びごまさばその他漁業	21,000隻

第5 略

(別紙2-1)～(別紙2-3) 略

長崎県告示第832号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出のあった次の加入区及び漁業の区分に係る同意については、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めたので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により、公示する。

令和3年12月28日

長崎県知事 中村 法道

加入区 の 名 称	漁 業 の 区 分
奈留町加入区	小型合併漁業（主としてたこつぼを営む漁業。）

長崎県告示第833号

令和3年度定期種畜検査の結果について、家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第2項の規定に基づき、下記のとおり公示する。

令和3年12月28日

長崎県知事 中村 法道

種畜証明書番号	検査月日	名 号	品 種	検査成績	飼養者住所	飼養者氏名
21242010001	5月10日	里広	対州馬種	特級	対馬市	対州馬保存会
21342010001	5月10日	奏	対州馬種	2級	対馬市	対馬市
21742010003	5月10日	高輝	対州馬種	2級	対馬市	対州馬保存会
21942010001	5月10日	翔馬	対州馬種	2級	対馬市	対馬市
21742010002	5月10日	里輝	対州馬種	2級	対馬市	対州馬保存会
21742010001	5月10日	勇气	対州馬種	2級	対馬市	対州馬保存会
22142010001	5月10日	雪哉	対州馬種	2級	対馬市	対州馬保存会
22142010002	5月10日	凜拓	対州馬種	2級	対馬市	対馬市
10245079861	5月27日	金太郎3	黒毛和種	特級	平戸市	長崎県肉用牛改良センター
10241728114	5月27日	花勝国	黒毛和種	1級	平戸市	長崎県肉用牛改良センター
10843051108	5月27日	勝乃幸	黒毛和種	1級	平戸市	長崎県肉用牛改良センター
11337858975	5月27日	百合幸	黒毛和種	1級	平戸市	長崎県肉用牛改良センター

11337875385	5月27日	弁慶3	黒毛和種	1級	平戸市	長崎県肉用牛改良センター
11382082745	5月27日	隼勝忠	黒毛和種	1級	平戸市	長崎県肉用牛改良センター
11346296577	5月27日	美津洋	黒毛和種	1級	平戸市	長崎県肉用牛改良センター
11477014392	5月27日	忠敬35の8	黒毛和種	1級	平戸市	長崎県肉用牛改良センター
11478253127	5月27日	晴太郎	黒毛和種	1級	平戸市	長崎県肉用牛改良センター
11363759642	5月27日	晴久	黒毛和種	1級	平戸市	長崎県肉用牛改良センター
11500817815	5月27日	真乃介	黒毛和種	1級	平戸市	長崎県肉用牛改良センター
11528806532	5月27日	勝乃晴	黒毛和種	1級	平戸市	長崎県肉用牛改良センター
11390599778	5月27日	百合英	黒毛和種	1級	平戸市	長崎県肉用牛改良センター
11390594681	5月27日	幸男	黒毛和種	1級	平戸市	長崎県肉用牛改良センター
11576930579	5月27日	山若葉	黒毛和種	1級	平戸市	長崎県肉用牛改良センター
11576920525	5月27日	正太	黒毛和種	1級	平戸市	長崎県肉用牛改良センター
11576920785	5月27日	英太郎	黒毛和種	1級	平戸市	長崎県肉用牛改良センター
11366492591	5月27日	金星3	黒毛和種	1級	平戸市	長崎県肉用牛改良センター
11360766131	5月27日	勝太郎3	黒毛和種	1級	平戸市	長崎県肉用牛改良センター
11366490498	5月27日	勝星	黒毛和種	1級	平戸市	長崎県肉用牛改良センター
11367730074	5月27日	美津朱里	黒毛和種	1級	平戸市	長崎県肉用牛改良センター
11354044658	5月27日	姫晴久	黒毛和種	1級	平戸市	長崎県肉用牛改良センター
11376273425	5月27日	茂乃幸	黒毛和種	1級	平戸市	長崎県肉用牛改良センター
11360252238	5月28日	久紀福	黒毛和種	2級	西海市	御厨隆紀
11527222098	5月28日	黒樺6	黒毛和種	2級	西海市	御厨隆紀
11445360629	5月28日	浪漫14	黒毛和種	2級	西海市	御厨隆紀

長崎県告示第834号

令和3年度第1回地方臨時種畜検査の結果について、家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第2項の規定に基づき、下記のとおり公示する。

令和3年12月28日

長崎県知事 中村 法道

種畜証明書番号	検査月日	名 号	品 種	検査成績	飼養者住所	飼養者氏名
11376387221	9月10日	玉石	黒毛和種	2級	平戸市	長崎県肉用牛改良センター
11388635396	9月10日	桜乃雫	黒毛和種	2級	平戸市	長崎県肉用牛改良センター
11634105437	9月10日	慶太	黒毛和種	2級	平戸市	長崎県肉用牛改良センター

長崎県告示第835号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び対馬振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和3年12月28日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 主要地方道

路 線 名 厳原豆敷美津島線

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
対馬市美津島町吹崎字大久保75番3地先から 官公有無番地先（対馬市美津島町箕形字チヌキ192番3） まで	前A	6.4~111.3	1774.0	
	後A	6.4~82.1	2633.4	
	後B	8.2~66.3	1040.0	

長崎県告示第836号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び島原振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和3年12月28日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 一般国道

路 線 名 251号

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
南島原市布津町丙字高汐2908番1地先から 南島原市深江町甲字平ノ坂道下54番1地先まで	前	20.8~31.3	58.0	
	後	16.8~27.9	58.0	

長崎県告示第837号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び長崎振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和3年12月28日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 主要地方道

路 線 名 野母崎宿線

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
長崎市為石町4731番4地先から 長崎市為石町4706番1地先まで	前	16.1~21.4	95.5	
	後	18.2~28.1	95.1	

長崎県告示第838号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び対馬振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和3年12月28日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
主要地方道 巖原豆酸美津島線	対馬市美津島町箕形字チヌキ281番9地先から 対馬市美津島町箕形字チヌキ274番8地先まで	令和3年12月28日

長崎県告示第839号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び島原振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和3年12月28日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道 251号	南島原市布津町丙字高汐2909番1地先から 官公有無番地先（南島原市深江町甲字平ノ坂道下58番1）まで	令和3年12月28日

長崎県告示第840号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び対馬振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和3年12月28日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
主要地方道 巖原豆酸美津島線	対馬市巖原町安神字大島242番2地先から 対馬市巖原町安神字大島242番2地先まで	令和3年12月28日

公 告

契約者等（公告）

随意契約の相手方等について、次のとおり公告する。

令和3年12月28日

長崎県知事 中村 法道

- 1 随意契約に係る物品の名称及び数量
ユーゲサイドD（テックス板） 49,000枚
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
長崎県農林部農産園芸課
〒850-8570 長崎市尾上町3-1
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和3年10月19日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地
鹿児島県鹿児島市南栄2丁目9番地
サンケイ化学株式会社 代表取締役 福谷 明
- 5 随意契約に係る契約金額
13,205,500円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号の規定に該当するため。

県営換地計画変更の決定（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第5項の規定に基づき、県営農地開発事業 鯛の鼻地区第2工区（10-7紐差地区）につき換地計画を変更したので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、換地計画変更書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同法第89条の2第4項で準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長崎県知事に審査請求をすることができる。

また、同法第89条の2第4項で準用する同法第87条第8項の規定による裁決に不服がある者は、長崎県（知事が被告の代表者となる。）を被告として、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に審査請求の裁決に対する取消しの訴えを提起することができる。

令和3年12月28日

長崎県知事 中村 法道

- 1 縦覧に供する書類
鯛の鼻地区第2工区（10-7紐差地区）換地計画変更書の写し
- 2 縦覧期間
令和3年12月28日から令和4年1月17日まで
- 3 縦覧場所
平 日：平戸市役所農林水産部農林課
土日祝日：平戸市役所警備員室

土地改良区の定款変更の認可（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款変更（令和3年5月7日総会議決）を認可した。

令和3年12月28日

長崎県知事 中村 法道

土地改良区名 市小木干拓土地改良区

認可年月日 令和3年12月20日

土地改良区の定款変更の認可（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款変更（令和3年11月7日総会議決）を認可した。

令和3年12月28日

長崎県知事 中村 法道

土地改良区名 寺脇土地改良区
認可年月日 令和3年12月20日

土地改良区の役員の就退任（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、寺脇土地改良区から次のとおり役員の就退任の届出があった。

令和3年12月28日

長崎県知事 中村 法道

就 任 役 員 理 事		退 任 役 員 理 事	
氏 名	住 所	氏 名	住 所
平 田 光 昭	五島市岐宿町松山470番地	平 田 光 昭	五島市岐宿町松山470番地
平 田 惣 二	五島市岐宿町松山598番地 1	平 田 惣 二	五島市岐宿町松山598番地 1
出 口 勉	五島市岐宿町松山437番地34	出 口 勉	五島市岐宿町松山437番地34
糸 柳 真 治	五島市岐宿町松山607番地 2	糸 柳 真 治	五島市岐宿町松山607番地 2
糸 柳 浩 一 郎	五島市岐宿町松山633番地	糸 柳 浩 一 郎	五島市岐宿町松山633番地
松 下 秀 人	五島市岐宿町松山197番地 1	松 下 秀 人	五島市岐宿町松山197番地 1
中 村 利 夫	五島市岐宿町松山636番地	中 村 利 夫	五島市岐宿町松山636番地
平 田 貞 則	五島市岐宿町松山506番地 4	平 田 貞 則	五島市岐宿町松山506番地 4
糸 柳 博	五島市岐宿町松山742番地 3	糸 柳 博	五島市岐宿町松山742番地 3
就 任 役 員 監 事		退 任 役 員 監 事	
谷 川 倉 富	五島市岐宿町松山625番地 1	谷 口 久 次	五島市岐宿町松山201番地
村 上 修	五島市木場町70番地 5	谷 川 倉 富	五島市岐宿町松山625番地 1

測定の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、諫早市長から公共測量（水準測量）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和3年12月28日

長崎県知事 中村 法道

公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
諫早市の一部（小野・長田地区外）	令和4年1月4日から 令和4年3月31日まで

落札者等（公告）

落札者等について、次のとおり公示する。

令和3年12月28日

長崎県知事 中村 法道

1 購入件名及び数量

- ① 長崎県教育委員会所管施設で使用する電力（長崎地区）
予定契約電力 2,357kW、予定使用電力量 3,915,190kWh
- ② 長崎県教育委員会所管施設で使用する電力（県北地区）
予定契約電力 2,987kW、予定使用電力量 4,267,543kWh
- ③ 長崎県教育委員会所管施設で使用する電力（県央地区）
予定契約電力 2,364kW、予定使用電力量 3,968,162kWh
- ④ 長崎県教育委員会所管施設で使用する電力（県南・五島地区）
予定契約電力 1,784kW、予定使用電力量 2,844,971kWh

2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

長崎県教育庁教育環境整備課

〒850-8570 長崎市尾上町3-1 電話095-894-3323

3 契約方法

一般競争入札

4 落札決定日

令和3年12月17日

5 落札者

- ① 長崎県教育委員会所管施設で使用する電力（長崎地区）
長崎市城山町3番19号 九州電力株式会社長崎営業所 所長 渡邊 裕二
- ② 長崎県教育委員会所管施設で使用する電力（県北地区）
佐世保市福石町4番12号 九州電力株式会社佐世保営業所 所長 田中 博徳
- ③ 長崎県教育委員会所管施設で使用する電力（県央地区）
大村市東三城町13番地 九州電力株式会社大村営業所 所長 長島 和英
- ④ 長崎県教育委員会所管施設で使用する電力（県南・五島地区）
島原市城内一丁目1207番1 九州電力株式会社島原営業所 所長 馬渡 政光

6 落札価格

- ① 長崎県教育委員会所管施設で使用する電力（長崎地区）
47,678,559円（消費税及び地方消費税は含まない。）
- ② 長崎県教育委員会所管施設で使用する電力（県北地区）
51,344,238円（消費税及び地方消費税は含まない。）
- ③ 長崎県教育委員会所管施設で使用する電力（県央地区）
48,641,321円（消費税及び地方消費税は含まない。）
- ④ 長崎県教育委員会所管施設で使用する電力（県南・五島地区）
35,308,131円（消費税及び地方消費税は含まない。）

- 7 入札公告日
令和3年11月2日
- 8 落札方式
総額が最低価格

人事委員会規則

職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和3年12月28日

長崎県人事委員会委員長 水上 正博

長崎県人事委員会規則第11号

職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給料等の支給に関する規則（昭和33年11月14日長崎県人事委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（期末手当の支給を受ける職員）</p> <p>第18条 職員給与条例第20条第1項後段又は市町村立学校職員給与条例第16条第1項後段の規定で定める職員は、次に掲げる職員とし、これらの職員には、期末手当を支給しない。<u>ただし、第2号及び第3号に掲げる者のうち、基準日に期末手当に相当する手当が支給されない者については、この限りでない。</u></p> <p>(1) 略</p> <p>(2) その退職の後基準日までの間において次に掲げる者（非常勤職員を除く。）となった者 ア～ウ 略</p> <p>(3) 略</p> <p style="text-align: center;">（勤勉手当の支給を受ける職員）</p> <p>第25条 職員給与条例第21条第1項後段又は市町村立学校職員給与条例第17条第1項後段の規則で定める職員は、次に掲げる職員とし、これらの職員には、勤勉手当を支給しない。<u>ただし、第2号に掲げる者のうち、基準日に勤勉手当に相当する手当が支給されない者については、この限りでない。</u></p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>2 略</p>	<p style="text-align: center;">（期末手当の支給を受ける職員）</p> <p>第18条 職員給与条例第20条第1項後段又は市町村立学校職員給与条例第16条第1項後段の規定で定める職員は、次に掲げる職員とし、これらの職員には、期末手当を支給しない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) その退職の後基準日までの間において次に掲げる者（非常勤職員を除く。）となった者 ア～ウ 略 <u>エ 会計年度任用職員</u></p> <p>(3) 略</p> <p style="text-align: center;">（勤勉手当の支給を受ける職員）</p> <p>第25条 職員給与条例第21条第1項後段又は市町村立学校職員給与条例第17条第1項後段の規則で定める職員は、次に掲げる職員とし、これらの職員には、勤勉手当を支給しない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>2 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和3年12月28日

長崎県人事委員会委員長 水上 正博

長崎県人事委員会規則第12号

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年長崎県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(特別休暇)</p> <p>第13条 条例第16条の人事委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p><u>(5の2) 職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年において5日(当該通院等が体外受精その他の人事委員会が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日)の範囲内の期間</u></p> <p>(6)～(26) 略</p> <p>(休暇の算定)</p> <p>第16条 休暇(介護休暇及び介護時間を除く。次項において同じ。)の単位は、第13条第8号の特別休暇については60分間(育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員にあっては、30分間)、年次休暇、病気休暇(第10条第2項ただし書の適用を受けるものに限る。)及び特別休暇(第13条第8号の休暇を除く。)については1日又は1時間、その他の休暇については1日とする。ただし、年次休暇、<u>第13条第5号の2及び第9号から第12号までの休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。</u></p> <p>2 略</p> <p>3 週休日、休日又は代休日をはさんで休暇を与えた場合は、年次休暇並びに第13条第4号、<u>第5号の2</u>、第11号、第12号、第15号及び第25号の特別休暇の場合を除いて、週休日、休日又は代休日は、それぞれの休暇の期間内の日とする。</p>	<p>(特別休暇)</p> <p>第13条 条例第16条の人事委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6)～(26) 略</p> <p>(休暇の算定)</p> <p>第16条 休暇(介護休暇及び介護時間を除く。次項において同じ。)の単位は、第13条第8号の特別休暇については60分間(育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員にあっては、30分間)、年次休暇、病気休暇(第10条第2項ただし書の適用を受けるものに限る。)及び特別休暇(第13条第8号の休暇を除く。)については1日又は1時間、その他の休暇については1日とする。ただし、年次休暇及<u>び第13条第9号から第12号までの休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。</u></p> <p>2 略</p> <p>3 週休日、休日又は代休日をはさんで休暇を与えた場合は、年次休暇並びに第13条第4号、第11号、第12号、第15号及び第25号の特別休暇の場合を除いて、週休日、休日又は代休日は、それぞれの休暇の期間内の日とする。</p>

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和4年1月1日から施行する。

会計年度任用職員の任用、勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月28日

長崎県人事委員会委員長 水上 正博

長崎県人事委員会規則第13号

会計年度任用職員の任用、勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の任用、勤務時間、休暇等に関する規則(令和元年長崎県人事委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(年次休暇以外の休暇)</p> <p>第17条 任命権者は、次の各号に掲げる場合には、会計年度任用職員(第13号、第16号及び第17号に掲げる場合に<u>あっては、1週間の勤務日が3日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日が121日以上である者であって、6月以上の任期が定められている会計年度任用職員又は6月以上継続勤務している会計年度任用職員に限る。</u>)に対して当該各号に定める期間の有給の休暇を与え</p>	<p>(年次休暇以外の休暇)</p> <p>第17条 任命権者は、次の各号に掲げる場合には、会計年度任用職員に対して当該各号に定める期間の有給の休暇を与えるものとする。</p>

るものとする。

(1)～(12) 略

(13) 会計年度任用職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。）において5日（当該通院等が体外受精及び顕微授精の場合にあっては、10日）の範囲内の期間

(14) 6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に 出産する予定である女子の会計年度任用職員が申し出た場合 出産の日までの申し出た期間

(15) 女子の会計年度任用職員が出産（妊娠85日以上の分娩をいう。）した場合 出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間（産後6週間を経過した女子の会計年度任用職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。）

(16) 会計年度任用職員が妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。） の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合 会計年度任用職員の妻の出産に係る入院等の日から当該出産の日後2週間を経過する日までの期間内における2日の範囲内の期間

(17) 会計年度任用職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する会計年度任用職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき 当該期間内における5日の範囲内の期間

2 任命権者は、次の各号に掲げる場合には、会計年度任用職員（第2号及び第3号に掲げる休暇にあっては、1週間の勤務日が3日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日が121日以上である者であって、6月以上継続勤務している会計年度任用職員に限る。）に対して、当該各号に定める期間の無給の休暇を与えるものとする。

(削る)

(削る)

(1) 生後1年に達しない子を育てる会計年度任用職員が、育児の時間を請求した場合 1日2回それぞれ30分以内の期間

(2) 義務教育終了前の子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する会計年度任用職員が、子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかった子の世話又は疾病の予防を図るためにその子に予防接種又は健康診断を受けさせることをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度において5日（子を2人以上養育する会計年度任用職員にあっては、10日）の範囲内の期間

(3) 次に掲げる者で負傷、疾病又は老齢により2週間以上

(1)～(12) 略

2 任命権者は、次の各号に掲げる場合には、会計年度任用職員（第4号及び第5号に掲げる休暇にあっては、1週間の勤務日が3日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日が121日以上である者であって、6月以上継続勤務している会計年度任用職員に限る。）に対して、当該各号に定める期間の無給の休暇を与えるものとする。

(1) 6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に 出産する予定である女子会計年度任用職員が請求した場合 出産の日までの請求した期間

(2) 女子会計年度任用職員が出産（妊娠85日以上の分娩をいう。）した場合 出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間

(3) 生後1年に達しない子を育てる会計年度任用職員が、育児の時間を請求した場合 1日2回それぞれ30分以内の期間

(4) 義務教育終了前の子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する会計年度任用職員が、子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかった子の世話又は疾病の予防を図るためにその子に予防接種又は健康診断を受けさせることをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度において5日（子を2人以上養育する会計年度任用職員にあっては、10日）の範囲内の期間

(5) 次に掲げる者で負傷、疾病又は老齢により2週間以上

の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下この号から第5号までにおいて「要介護者」という。）の介護、要介護者の通院等の付き添い、要介護者が介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行、その他の要介護者の必要な世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度において5日（要介護者が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間

ア～ウ（略）

(4)～(10)

3 略

（休暇の算定）

第18条 休暇の単位は、前条第2項第1号の休暇については30分間、同条第1項第1号から第6号、第11号、第13号、第2項第2号、第3号、第8号及び第10号の休暇については1日又は1時間、同条第1項第7号、第12号の休暇については1時間、その他の休暇については1日とする。ただし、前条第1項第13号、第2項第2号及び第3号の休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。

2 前条第2項第4号に規定する休暇の単位は、1日又は1時間とし、1時間を単位とする当該休暇は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間（当該介護休暇と介護を必要とする者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）の範囲内とする。

3 前条第2項第5号に規定する休暇の単位は、30分とし、当該休暇は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間（同号に規定する減じた時間が2時間を下回る場合にあっては、当該減じた時間）（職員の育児休業等に関する条例（平成4年長崎県条例第3号）第23条第3項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該連続した2時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）の範囲内とする。

4 略

5 週休日、休日又は代休日をはさんで休暇を与えた場合は、年次休暇並びに第17条第1項8号、第13号、第2項第2号及び第3号の休暇の場合を除いて、週休日、休日又は代休日は、それぞれの休暇の期間内とする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和4年1月1日から施行する。

の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下この号から第7号までにおいて「要介護者」という。）の介護、要介護者の通院等の付き添い、要介護者が介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行、その他の要介護者の必要な世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度において5日（要介護者が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間

ア～ウ（略）

(6)～(12) 略

3 略

（休暇の算定）

第18条 休暇の単位は、前条第2項第3号の休暇については30分間、同条第1項第1号から第6号、第11号、第2項第4号、第5号、第12号及び第14号の休暇については1日又は1時間、同条第1項第7号、第12号の休暇については1時間、その他の休暇については1日とする。ただし、前条第2項第4号及び第5号の休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。

2 前条第2項第6号に規定する休暇の単位は、1日又は1時間とし、1時間を単位とする当該休暇は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間（当該介護休暇と介護を必要とする者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）の範囲内とする。

3 前条第2項第7号に規定する休暇の単位は、30分とし、当該休暇は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間（同号に規定する減じた時間が2時間を下回る場合にあっては、当該減じた時間）（職員の育児休業等に関する条例（平成4年長崎県条例第3号）第23条第3項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該連続した2時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）の範囲内とする。

4 略

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通
(八二四)二二一四

印刷所
長崎県
長崎市権島町八番十二号

株式会社
クインク
プリン
ト
寺田宏
弥